

鳥取県地震津波防災減災アクションプラン 令和6年度中間見直し版

平成22年12月策定
(平成31年3月改定、令和6年9月中間見直し)

鳥 取 県

目 次

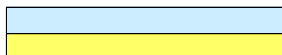
鳥取県地震津波防災減災アクションプラン 施策体系	1
I はじめに	3
1 策定の趣旨	3
2 平成30年度の改定の趣旨	3
3 令和6年度の間見直しの趣旨	3
4 地域防災計画との関係	5
II 大規模地震による被害の想定	6
1 想定地震	6
2 令和6年度中間見直しにおける被害想定への取扱い	6
3 想定される被害の概要	7
III APの基本的事項	10
1 対象地震	10
2 対象期間	10
3 減災目標	10
4 位置付ける対策	10
5 定期的な見直し	11
IV 減災効果	12
V 減災目標を達成するための対策	14
1 施策体系	14
2 基本的な視点（令和6年度中間見直し）	14
3 施策項目	14
A 地震への着実な備え（予防対策）	15
B 災害発生時の迅速・的確な対応（応急対策）	29
C 速やかな復旧に向けた対応（復旧対策）	48
VI 自助・共助・公助の連携	51
（参考）AP令和6年度中間見直しに係る鳥取県地震防災調査研究 委員会の開催状況等	52

鳥取県地震津波防災減災アクションプラン 施策体系

大柱	中柱	施策項目	重要度	中間検証時の 指標達成状況	
				目標 達成率	進捗率
A 地震への着実な備え (予防対策)	(1) 災害に備えたまちづくり	1 建物の耐火性能の向上、防火対策	★★		
		2 街路網の整備	★		
		3 避難地の整備	★		
		4 貯水施設の整備	★★		○
		5 地震防災上支障のある空き家対策	★		
		6 津波監視体制の強化	★★	◎	◎
	(2) 土砂災害防止対策	7 土砂災害防止対策	★★		○
		8 治山対策	★★	◎	○
	(3) 建築物の耐震化	9 住宅の耐震化	★★★★		
		10 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化	★★		
		11 住宅の適切な維持管理	★		
	(4) 防災拠点施設の耐震化	12 避難所の耐震化	★★	◇	◇
		13 病院の耐震化	★★		
	(5) 社会資本の耐震化	14 緊急輸送道路、港湾施設の整備	★★		
		15 緊急輸送道路の法面对策	★★		
		16 ため池等土地改良施設の耐震化	★		
	(6) ライフライン施設の耐震化	17 上水道の耐震化	★★	◇	◇
		18 下水道の耐震化	★★	◇	◇
		19 電線の地中化	★		
		20 ガス施設の耐震化	★	◇	○
	(7) その他の耐震化対策	21 造成宅地、宅地よう壁の耐震化	★		
		22 ブロック塀の倒壊防止	★★		○
		23 家具の転倒防止	★★		
		24 建物からの落下物の発生防止	★		
	(8) 住民による適切な対応	25 住民の備蓄等の日頃からの地震への備え	★		
		26 住民の的確な避難行動(津波)	★★	◇	◇
		27 地域における避難支援体制	★★		
		28 学校等における防災教育の推進	★★	◇	
		29 県民の防災意識の向上	★		
		30 県民への災害情報の発信	★		
	(9) 自主防災力の強化	31[旧29] 住民の初期消火対策	★		
		32[旧30] 自主防災組織の充実強化	★★	◇	○
		33[旧31] 事業者による防災訓練の実施	★	◎	◎

大柱	中柱	施策項目	重要度	中間検証時の 指標達成状況	
				目標 達成率	進捗率
B 災害発生時の迅速・的確な対応 (応急対策)	(10) 応急体制の確立	34[旧32] 職員参集体制の確保	★	◎	◎
		35 災害対策本部の初動体制の充実強化	★★★	△	△
		36[旧33] 職員の円滑な応急対策	★★	◎	◎
		37[旧34] 応急活動体制の確保	★		
		38 緊急輸送ルート、救命・救援ルートの確保	★★	△	△
	(11) 関係機関との連携・協力	39[旧35] 災害時の応援協定の締結	★	◎	◎
		40 実動組織との連携体制の構築	★★★	△	△
		41 災害の激化に伴う広域受援体制の整備	★	△	△
	(12)[旧(11)] 消防力の充実	42[旧36] 消防団の充実強化	★★	△	△
		43[旧37] 消防設備の整備[消防団]	★	△	△
		44 消防団・自主防災組織の共助の能力の強化	★★	△	△
		45[旧38] 常備消防の充実強化	★	△	△
	(13)[旧(12)] 医療・救急体制の確立及び保健福祉対策	46[旧39] 医療体制の確保	★★★	◇	◇
		47[旧40] 救急搬送体制の確立	★	◎	◎
		48[旧51] 被災者の健康管理・メンタルケア対策	★★★	△	△
		49 要支援者対策	★★★	△	△
	(14)[旧(13)] 輸送・通信手段の確保	50[旧41] 救援物資の輸送手段の確立	★	△	△
		51 避難物資支援	★	△	△
		52[旧42] ヘリコプターによる輸送体制の整備	★	△	△
		53[旧43] 情報伝達手段の確保	★★	◎	◎
	(15)[旧(14)] 被災者の生活環境の整備	54[旧44] 避難所環境の整備	★★★	◎	◎
		55 避難所等の備蓄	★★	△	△
		56[旧45] 食料・生活必需品・応急復旧資材の確保	★★	◎	◎
		57[旧46] 車中避難者への適切な対応	★★	△	△
		58[旧47] 支え愛避難所への適切な支援	★★	△	△
		59 電力確保	★	△	△
		60[旧48] 応急給水体制の整備及び水道の早期復旧	★	◎	◎
		61[旧49] トイレ・下水処理体制の整備	★★	◎	◎
		62[旧50] 遺体処理	★	◎	◎
	(16) 孤立集落対策	63 孤立集落対策	★★★	△	△
		※旧51は48へ移動		△	△
	(17)[旧(16)] 被災者に対する生活支援	64[旧52] NPO・災害ボランティア受入体制の整備	★		○
		65[旧53] 被災建築物・宅地の危険度判定体制の整備	★★	◎	◎
		66[旧54] 被災者用住宅の確保	★	△	△
		67 迅速かつ確実な罹災証明の交付体制の確保	★	△	△
C 速やかな復旧に向けた対応 (復旧対策)	(18)[旧(17)] 生活基盤の迅速な復旧	68[旧55] 住宅再建の備え	★★		○
		69[旧56] 災害廃棄物の処理	★★	△	△
		70[旧57] ライフライン(水道、電気、ガス、電話)の復旧要員の確保	★	△	△
		71[旧58] 災害ケースマネジメントによる被災者支援	★★	△	△
	(19)[旧(18)] 事業活動の迅速な復旧	72[旧59] 事業者による事業継続の推進	★★		○
		73[旧60] 県・市町村の災害時の業務継続	★★	◎	◎
	(20)[旧(19)] 地域の創造的復興	74[旧61] 震災復興計画の作成準備	★	△	△

[凡例]



重要度

主にハード面(施設整備等)の施策
主にソフト面(体制・運用・計画・意識等)の施策

★★★: 最重点施策 ★★: 重点施策 ★: 一般施策

目標達成率

◎は旧APの令和10年度目標数値に対する令和5年度数値の割合が、100%以上となった項目。◇は複数の目標数値のうち一部が100%以上となった項目。

進捗率

◎は10年間の増減目標に対する5年間(R1~5)の増減実績の割合が、100%以上となった項目。○は50%以上の項目。◇は複数の目標数値のうち一部が50%以上となった項目。

旧番号

令和6年度中間見直し前の番号

I はじめに

1 策定の趣旨

国の中央防災会議では、特に切迫感があると考えられる大規模地震の発生に備えた対策を進めるために、平成17年3月「東海地震」、「東南海・南海地震」、平成18年4月「首都直下地震」、平成20年12月「日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震」を対象として、被害軽減量を「減災目標」として定めた地震防災戦略を策定するとともに、地方公共団体に対しても「地域目標」を定め、地方公共団体版の地震防災戦略を策定するよう要請している。

また、平成18年3月には、地震防災対策特別措置法が改正され、都道府県防災会議は、想定される地震災害を明らかにして、その地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を地域防災計画に定めるよう努めることとされている。

これらを受けて、平成22年12月、鳥取県震災対策アクションプラン（対象期間：平成23年度～令和2年度）を策定し、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進を図ってきた。

2 平成30年度の改定の趣旨

アクションプラン（以下「AP」という。）の策定後、平成23年3月に東日本大震災、平成28年4月に熊本地震、同年10月には鳥取県においても鳥取県中部地震が発生した。また、平成30年6月に大阪府北部地震、同年9月に北海道胆振東部地震が発生するなど、各地で大規模地震が発生している。

また、平成23年に津波防災地域づくりに関する法律が制定され、県による津波浸水想定区域の設定がなされ（本県では同法制定に先立ち東日本大震災を契機として平成23年に津波被害想定を策定）、市町村による津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の策定に取り組むこととされた。

APの策定後の新たな知見を元に実施した地震・津波被害想定調査（平成30年12月完了）の結果やAPの策定後に発生した熊本地震や鳥取県中部地震、大阪府北部地震の教訓等を踏まえ、改定を行った（対象期間：令和元年度～10年度）。

3 令和6年度の間見直しの趣旨

平成30年度のAPの改定後、令和6年能登半島地震をはじめ、各地で発生した大規模地震の教訓等を踏まえ、また、APの対象期間の中間年における目標達成状況等を総合的に点検し、以下のとおり中間見直しを行う。

○既に目標数値を達成した施策項目については、更に取組を推進し、未達の施策項目は、期間内に達成できるよう継続的に取り組む。特に進捗率の低い施策項目は、現状・原因分析の上、新たな取組施策を講じる等により進捗率の改善を図る。

○地震津波対策の更なる充実・強化を図るため、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、市町村・関係機関等との協議・検討結果等をAPに反映する。

○AP改定後の状況変化を踏まえて、新規の施策項目や目標数値の設定を行う。

また、APの名称について、事前対策により被害をできるだけ小さくする取組を明確化

するため、「鳥取県震災対策アクションプラン」から、「鳥取県地震津波防災減災アクションプラン」に変更する。

＜参考１＞ ＡＰ（数値目標）の進捗状況の中間検証の概要

（１）目標達成・進捗状況

平成３０年度改定ＡＰで設定していた５６項目の指標（数値目標）に係る「目標達成率」（令和１０年度目標数値に対する令和５年度数値の割合（※一部令和５年度数値ではない項目あり。））は、以下の左表のとおりであった。

また、指標（数値目標）に係る「進捗率」（対象期間１０年間の増減目標に対する５年間（令和１～５年度）の増減実績の割合）は、以下の右表のとおりであった。

目標達成率(※1)	項目数	割合	進捗率(※2)	項目数	割合
100%以上	23	41%	100%以上	24	43%
70%以上 100%未満	23	41%	50%以上 100%未満	10	18%
70%未満	7	13%	50%未満、数値低下	19	34%
その他（数値不明等）	3	5%	その他（数値不明等）	3	5%

※1 R5 現況数値/R10 目標数値

※2 (R5 現況数値－H30 改定時数値)/(R10 目標数値－H30 改定時数値)

（２）全体分析

○目標達成率については、全体としては約８割の項目で７０％以上となっており、ＡＰに定める取組施策が奏功し、概ね順調に取組の成果が現れているものと考えられる。

○一方、進捗率については、５年間の進捗状況の目安となる５０％に届かない項目（５０％未満、数値低下）が全体の約３割あり、必ずしも進捗が芳しくないものもあった。

○特に、「感震ブレーカーの設置」（施策項目１）、「家具の転倒防止対策」（施策項目２３）など、県民の主体的な行動によるところが大きいものの進捗が遅れている。

○また、「病院の耐震化」（施策項目１３）、「上・下水道施設の耐震化」（施策項目１７、１８）等のハード整備については、莫大な費用等がネックとなって取組が進んでいないものがある。

＜参考２＞ 令和６年能登半島地震を受けた地震津波対策の見直しに係る検討会等の開催状況

年月日	会議名	出席者
R6/1/18	令和６年能登半島地震を踏まえた新たな地震津波対策に向けた会合	市町村、県警察本部、消防局、陸上自衛隊、有識者
R6/1/26	県・市町村防災対策研究会（第１回 能登半島地震を受けての地震津波対策）	市町村、消防局、有識者
R6/2/15	令和６年能登半島地震を受けた地震津波対策に向けた会合（初動対応）	県市長会、県町村会、有識者
R6/2/26	鳥取県防災顧問会議	防災顧問
R6/3/5	能登半島地震を受けた実動組織との会合	自衛隊（陸上・海上・航空）、海上保安庁、県警察本部、消防局、県市長会、県町村会
R6/4/15	県・市町村防災対策研究会（第２回 能登半島地震を受けての地震津波対策）	市町村等、消防局、有識者
R6/4/22	空・海緊急救助・輸送オペレーション協議	自衛隊（陸上・海上・航空）、海上保安庁、県

	会	警察本部、消防局、県市長会、県町村会
--	---	--------------------

4 地域防災計画との関係

鳥取県地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、地震も含む災害に対する事前対策から応急対策、復旧・復興対策までを総合的に定めた計画である。ＡＰにおける「減災目標」や、その目標を達成するための対策については、先述のとおり、地震防災対策特別措置法では地域防災計画に定めることとされている事項である。

従って、今後、ＡＰの内容は、そのまま地域防災計画に反映することとし、ＡＰに基づき、速やかに同計画を改正するものとする。

Ⅱ 大規模地震による被害の想定

1 想定地震

A Pの対象地震として、県内で発生 of 蓋然性が高い、次の（１）～（４）の４つの地震を想定する。

（１）鹿野・吉岡断層による地震

昭和 18 年に発生した鳥取地震の震源断層による、マグニチュード 7.4 の地震を想定する。

鳥取市の広い範囲で震度 6 強が分布し、中央から東側の一部で震度 7 となっている。

（２）倉吉南方の推定断層による地震

県中部の活断層系による地震を想定したマグニチュード 7.3 の地震である。

倉吉市、湯梨浜町、三朝町を中心に震度 6 強が分布し、一部で震度 7 となっている。北栄町、琴浦町の一部で震度 6 強となる地域が点在する。

（３）鳥取県西部地震断層による地震

平成 12 年に発生した鳥取県西部地震の再来を想定したマグニチュード 7.3 の地震である。

南部町の広い地域で震度 6 強が分布し、米子市、日野町、伯耆町、江府町にも震度 6 強が分布する。南部町、米子市の一部で震度 7 となる地域が点在する。

（４）F55断層による地震

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（平成 26 年）で評価された鳥取県沖の F55 断層による、マグニチュード 8.1 の地震である。

境港市、米子市、倉吉市、大山町、琴浦町、北栄町の海岸付近に一部震度 6 強が分布する。

2 令和 6 年度中間見直しにおける被害想定 of 取扱い

平成 30 年度 of A P 改定後の新しい知見や、令和 6 年能登半島地震 of 発生などを受けて、被害想定を見直し of 要否を検討した結果、以下の理由から、令和 6 年度中間見直しにおいては被害想定 of 見直しは行わない。ただし、今後、被害想定 of 見直しが必要 な程度 of 新たな知見が得られた場合は、次回 A P で見直しを行う。

ア 平成 30 年度 of A P 改定以降、大きな被害が発生する震度 5 以上 of 地震が一度も発生していないこと（最大震度 3）。

イ 新たな知見として、令和 4 年 3 月に地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）が本県沖に「伯耆沖断層帯」という活断層を認定し、位置、長さ、形状などを推定したが、伯耆沖断層帯については、本県が想定済みの活断層である「F55断層」 of 被害想定に含まれているものと考えられること。

ウ 被害想定 of 全体見直しを令和 7 年度ないし 8 年度から開始する予定であること。

エ 令和 6 年能登半島地震・津波 of 規模は、現在の被害想定 of 範囲内であることから、同地震を受けて of 被害想定見直しは必要ないこと。（なお、本県への津波 of 影響が大きいのは、佐渡以北及び鳥取沖 of 断層による地震である。）

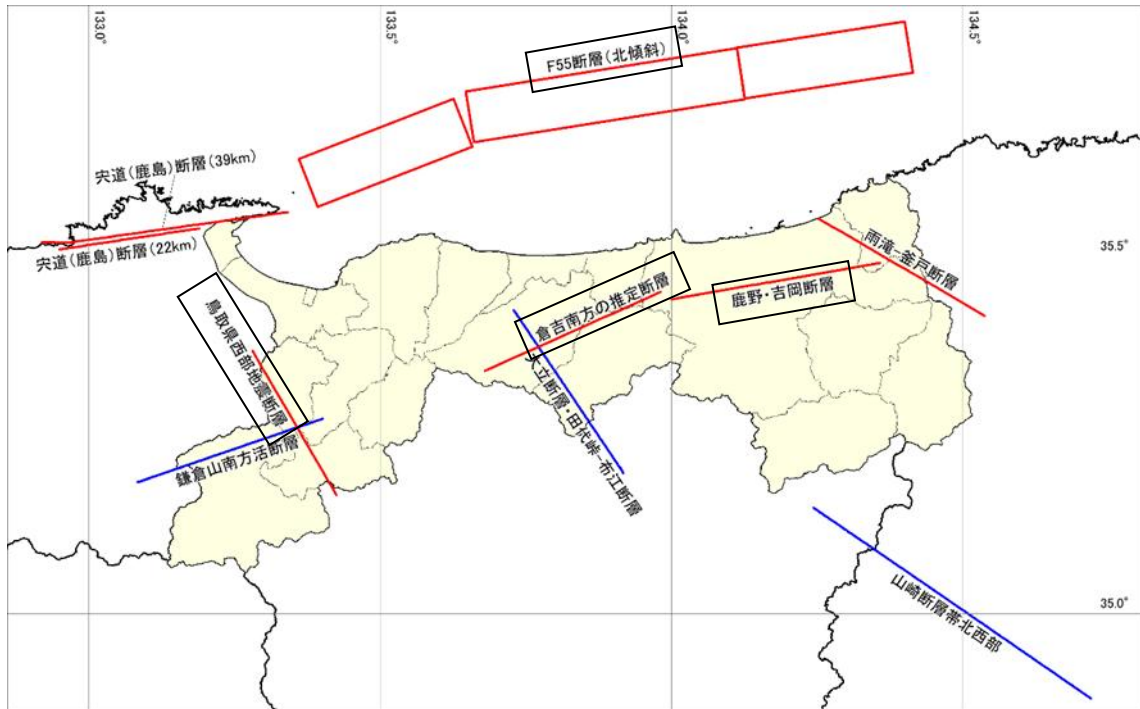
3 想定される被害の概要

8～9 ページに地震被害想定の結果を一覧にして示す。

4つの想定地震の中では、鹿野・吉岡断層による地震の被害が大きく、冬深夜に地震が発生した場合には、建物倒壊や火災による死者数が約790人に達する大災害となることが予想される。

なお、被害想定結果は、平成26年度から30年度までに実施した鳥取県地震津波被害想定調査を基本としている。

本調査は、地震動による被害を予想したものであり、地震発生時に風水害等の複合災害が発生した場合まで想定するものではない。



想定地震の震源断層位置

注) 名称を囲んでいるものが検討対象

地震被害想定結果の一覧表

被害想定項目		被害単位	季節・時間	鹿野・吉岡断層による地震	倉吉南方の推定断層による地震	鳥取県西部地震断層による地震	F55断層による地震(津波:大すべり左側)
地震動	急傾斜地崩壊	Aランク(危険度高い)の箇所数		458	422	652	216
建物被害	揺れ	全壊棟数(棟)	冬深夜	約7,700	約4,000	約980	約500
			夏12時	約6,000	約3,000	約750	約390
			冬18時	約7,700	約4,000	約980	約500
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約12,000	約6,200	約3,800	約3,800
			夏12時				
			冬18時				
	液状化	全壊棟数(棟)	冬深夜	約1,700	約1,100	約4,200	約5,100
			夏12時				
			冬18時				
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約7,500	約4,300	約14,000	約18,000
			夏12時				
			冬18時				
	急傾斜地崩壊	全壊棟数(棟)	冬深夜	約310	約250	約190	約150
			夏12時	約320	約250	約190	約160
			冬18時	約310	約250	約190	約150
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約670	約530	約410	約330
			夏12時				
			冬18時				
	津波	全壊棟数(棟)	冬深夜				約10
			夏12時				
			冬18時				
		半壊棟数(棟)	冬深夜				約450
			夏12時				
			冬18時				
	火災	焼失棟数(棟)	冬深夜	約5,500	約1,000	-	-
			夏12時	約6,400	約1,200	*	-
			冬18時	約7,200	約1,200	約4,400	約10
	合計	全壊・焼失棟数(棟)	冬深夜	約15,000	約6,300	約5,400	約5,700
			夏12時	約14,000	約5,500	約5,200	約5,600
			冬18時	約17,000	約6,400	約9,800	約5,700
		半壊棟数(棟)	冬深夜	約20,000	約11,000	約18,000	約23,000
			夏12時				
			冬18時				
交通被害	道路橋梁	大規模損傷(箇所)		0	0	0	0
		中規模損傷(箇所)		11	0	0	1
		小規模損傷(箇所)		46	20	35	48
ライフライン被害	上水道	断水率(被災直後)(%)	冬深夜	36.4	18.2	37.3	71.4
			夏12時	36.4	18.2	37.3	71.4
			冬18時	36.5	18.2	37.5	71.4
	下水道	機能支障率(被災直後)(%)	冬深夜	7.5	2.8	3.4	4.2
			夏12時	7.7	2.7	3.4	4.2
			冬18時	8.3	2.9	5.6	4.2
	都市ガス	供給停止率(%)	冬深夜	4.5	0	28.1	0
			夏12時	4.8	0	28.1	0
			冬18時	4.8	0	26.4	0
	LPガス	供給停止率(%)	冬深夜	1.4	1.1	1.1	0.5
			夏12時	1.5	1.2	1.1	0.5
			冬18時	1.4	1.1	1.1	0.5
	電力	停電率(被災直後)(%)	冬深夜	3.1	0.8	0.1	0.1
			夏12時	3.2	0.8	0.1	0.1
			冬18時	3.8	0.9	2.6	0.1
	通信	不通回線率(被災直後)(%)	冬深夜	5.9	1.5	0.1	0.1
			夏12時	6.2	1.4	0.1	0.1
			冬18時	7.3	1.6	4.2	0.1

*: 数人 - : 被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

被害想定項目		被害単位	季節・時間	鹿野・吉岡断層による地震	倉吉南方の推定断層による地震	鳥取県西部地震断層による地震	F55断層による地震(津波:大すべり左側)
人的被害	建物倒壊	死者数(うち屋内収容物移動・転倒他)(人)	冬深夜	約530 (約30)	約280 (約10)	約70 (約10)	約40 (約10)
			夏12時	約210 (約20)	約100 (約10)	約30 (*)	約10 (*)
			冬18時	約400 (約20)	約210 (約10)	約50 (*)	約30 (*)
		負傷者数(うち屋内収容物移動・転倒他)(人)	冬深夜	約3,200 (約610)	約1,600 (約300)	約790 (約190)	約690 (約270)
			夏12時	約1,900 (約430)	約1,000 (約220)	約440 (約140)	約440 (約210)
			冬18時	約2,300 (約460)	約1,200 (約220)	約550 (約140)	約500 (約200)
	急傾斜地崩壊	死者数(人)	冬深夜	約30	約20	約20	約10
			夏12時	約10	約10	約10	約10
			冬18時	約20	約20	約10	約10
		負傷者数(人)	冬深夜	約40	約30	約20	約20
			夏12時	約20	約10	約10	約10
			冬18時	約30	約20	約20	約10
	津波	死者数(人)	冬深夜				約10
			夏12時				約50
			冬18時				約40
		負傷者数(人)	冬深夜				約180
			夏12時				約260
			冬18時				約220
	火災	死者数(人)	冬深夜	約230	約50	-	-
			夏12時	約100	約20	*	-
			冬18時	約200	約40	約140	*
		負傷者数(人)	冬深夜	約220	約50	-	-
			夏12時	約100	約20	*	-
			冬18時	約200	約40	約130	*
	ブロック塀他	死者数(人)	冬深夜	*	*	*	*
			夏12時	*	*	*	*
			冬18時	*	*	*	*
		負傷者数(人)	冬深夜	*	*	*	*
			夏12時	*	*	約10	*
			冬18時	約20	約10	約20	約10
	合計	死者数(人)	冬深夜	約790	約350	約90	約60
			夏12時	約330	約130	約30	約70
			冬18時	約630	約260	約200	約70
		負傷者数(人)	冬深夜	約3,500	約1,600	約810	約890
			夏12時	約2,000	約1,100	約450	約710
			冬18時	約2,500	約1,200	約710	約750
生活支障等	避難者	避難者数(被災1日後)(人)	冬深夜	約36,000	約14,000	約17,000	約19,000
			夏12時	約34,000	約13,000	約16,000	約19,000
			冬18時	約40,000	約14,000	約28,000	約19,000
		避難者数(被災1週間後)(人)	冬深夜	約54,000	約22,000	約25,000	約27,000
			夏12時	約53,000	約21,000	約24,000	約27,000
			冬18時	約57,000	約22,000	約35,000	約27,000
		避難者数(被災1か月後)(人)	冬深夜	約52,000	約20,000	約20,000	約22,000
			夏12時	約50,000	約19,000	約20,000	約22,000
			冬18時	約55,000	約20,000	約31,000	約22,000
	要配慮者避難者	避難者数(被災1週間後)(人)	冬18時	約4,700	約1,300	約2,000	約1,800
	車中泊避難者	避難者数(被災1週間後)(人)	冬18時	約11,000	約4,300	約6,700	約5,200
	医療機能	医療対応不足数(入院)(人)		-約590	-約150	-約40	-約170
		医療対応不足数(外来)(人)		約740	約2,000	約2,200	約1,800
	災害廃棄物	発生量(万トン)	冬深夜	約130	約50	約40	約60~70
			夏12時	約120	約50	約40	約60~70
			冬18時	約140	約50	約70	約60~70
	直接被害額	(億円)		12,751	5,991	9,346	11,496
	間接被害額(交通ネットワーク被災による)	発災後1日まで(億円)	冬18時	0.49	0.03	0.09	0.09
		発災後1か月まで(億円)		14.70	0.90	2.70	2.70

*: 数棟 - : 被害なし

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

Ⅲ A Pの基本的事項

1 対象地震

地震被害想定調査を実施した4つの地震を対象とし、いずれの地震においても達成を目指す「減災目標」を設定する。

なお、減災目標に係る地震の発生時刻は、想定の中では最も被害が大きくなる時間帯(※)とする。

※人的被害の対象時間帯は、

冬深夜：鹿野・吉岡断層による地震、倉吉南方の推定断層による地震

冬18時：鳥取県西部地震断層による地震、F55断層による地震

であり、経済被害（直接被害額）は、全て冬18時である。

2 対象期間

平成31（令和元）年度から令和10年度までの10か年を対象期間とする。

3 減災目標

減災目標は、次のように設定する。

対象期間内に、県内で想定される大規模地震津波災害による死者数を80%以上、直接被害額を40%以上減少させる。

注）以下では、上記の「80%」や「40%」のような、地震による被害が様々な対策を実施することによって減少すると予想される割合（%）のことを減災率と呼ぶ。

4 位置付ける対策

（1）対策の選定

地震被害想定調査で想定された被害の発生原因を抽出し、減災効果が高い対策を選定の上、県、市町村、県民等が連携して、重点的に取り組むものとする。

具体的には、多くの死者が想定される建物被害や火災被害への対策に重点的に取り組む。

また、震災関連死については、具体的な被害者数を想定することは困難であるが、大規模地震の場合、避難所等の不十分な生活環境により心身の健康が損なわれて死亡に至ることや、家族や仕事を失う等の大きな精神的ストレスから悲観的になり自死する等、一定の死者が出ることが考えられる。

そこで、避難者への支援等、震災関連死をなくすために有効であると考えられる取組についても実施する。

（2）数値目標の設定

「減災目標」の達成に向けて着実な推進が図られるよう、A Pに位置付ける対策には、可能な限り数値目標を設定するとともに、その目標が達成されたときの減災効果を試算している。

また、減災効果の試算が困難な対策であっても、可能であれば、対策の進捗状況を測るための指標として数値目標を設定した。

相当の減災効果が見込まれるものの、数値目標を設定することも困難な対策については、定性的な目標を設定して推進を図ることとした。

5 定期的な見直し

A Pについては、毎年度進捗を調査し、対象期間の概ね中間年には目標達成状況等を総合的に点検し、必要な見直しを行う。

IV 減災効果

Vに掲げる各対策が実施された場合の減災効果は、次のとおりである。

なお、減災効果は、被害が最も大きくなる時間帯(※)に発生した場合における被害についてのものである。

※人的被害の減災効果の対象時間帯は、

冬深夜：鹿野・吉岡断層による地震、倉吉南方の推定断層による地震

冬18時：鳥取県西部地震断層による地震、F55断層による地震

であり、経済被害（直接被害額）の減災効果は、全て冬18時である。

■ 人的被害の減災効果

死者発生の原因 (被害項目)	現状での死者数 (人)				施策実施後の死者数 (人)				減災率(%)				施 策
	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	
建物被害	498	261	48	22	158	74	13	4	68	72	73	82	9 住宅の耐震化 10 特定建築物の耐震化
火災	226	50	137	1	0	15	0	0	100	70	100	100	1 建物の耐火性能の向上、防火対策 4 貯水施設の整備 9 住宅の耐震化 29 住民の初期消火対策 30 自主防災組織の充実強化 36 消防団の充実強化
斜面崩壊	32	25	13	10	24	19	9	8	25	24	31	20	7 土砂災害防止対策 8 治山対策
ブロック塀 等の倒壊	1	1	1	1	0	0	0	0	100	100	100	100	22 ブロック塀の倒壊防止 24 建物からの落下物の発生防止
屋内収容物 転倒	33	14	4	5	29	12	3	4	12	14	25	20	23 家具転倒防止
津波	-	-	-	35	-	-	-	0	-	-	-	100	26 住民の的確な避難行動(津波)
合計	789	350	202	72	211	119	25	16	73	66	87	78	

注1) 地震名は以下のように略している。

- ・鹿野吉岡：鹿野・吉岡断層による地震
- ・倉吉南方：倉吉南方の推定断層による地震
- ・県西部：鳥取県西部地震断層による地震
- ・F55：F55断層による地震（海域断層）

注2) 減災率(%)=(現状での死者数-施策実施後の死者数)/現状での死者数×100

注3) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

■ 経済被害（直接被害額）の減災効果

被害額 算出対象	現状での被害額 (億円)				施策実施後の被害額 (億円)				減災率(%)				施 策
	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	
建物	8,196	3,423	5,570	5,245	3,677	2,032	3,713	4,704	55	41	33	10	※「V 減災目標を達成する ための対策」を参照のこと 1 建物の耐火性能の向上、防火対策 4 貯水施設の整備 9 住宅の耐震化 10 特定建築物の耐震化 29 住民の初期消火対策 30 自主防災組織の充実強化 36 消防団の充実強化
家財	815	254	558	206	241	138	179	197	70	46	68	5	
償却資産	624	200	490	444	256	130	318	397	59	35	35	11	
在庫資産	291	87	226	209	119	57	149	187	59	35	34	11	
合計	9,926	3,965	6,844	6,104	4,293	2,358	4,359	5,484	57	41	36	10	

注 1) 地震名は前出に同じ。

注 2) 被害額算出対象は以下のとおり。

- ・建物：住宅、事業所等建物（非住宅）
- ・家財：住宅内にある家財
- ・償却資産：事業所等の建物にある事業の用に供することができる資産（土地・家屋は除く。機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品など）
- ・在庫資産：事業所等の建物にある商品や製品、原材料など販売前の流動資産

注 3) 減災率(%)=(現状での被害額－施策実施後の被害額) /現状での被害額×100

■ 経済被害（交通ネットワーク被災による間接被害額）の減災効果

間接被害 算出の 対象期間 (発災後)	現状での被害額 (百万円)				施策実施後の被害額 (百万円)				減災率(%)				施 策
	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	鹿野 吉岡	倉吉 南方	県西 部	F55	
1日	49	3	9	9	26	3	9	7	48	14	0	22	14 緊急輸送道路の整備
1ヶ月	1,473	92	278	263	773	79	278	204	48	14	0	22	

注 1) 地震名は前出に同じ。

注 2) 交通ネットワーク被災として、緊急輸送道路上の橋梁を対象に検討を行った。橋梁被害によって道路の途絶（通行止め）が生じた場合、道路利用者は目的地への到達のため途絶した道路を迂回するルートを行く。この迂回により道路利用者が被る所要時間の増加を金額に換算したものを「交通ネットワーク被災による間接被害額」とした。発災後の道路（橋梁）復旧工事の期間が長くなるほど、間接被害額は増大することになる。

注 3) 減災率(%)は前出に同じ。

V 減災目標を達成するための対策

1 施策体系

A Pの施策体系は、P1～2のとおりである。

2 基本的な視点（令和6年度中間見直し）

令和6年度中間見直しにおいては、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、対策全体として、特に以下の視点から取組施策の強化、重点化を図るものとする。

（1）初動対応体制の強化

発災後における迅速かつ円滑な救出救助活動を図るため、実動機関との連携強化や防災DXの活用、地域での共助活動の推進等により、初動対応体制の強化を図ること。

（2）災害関連死の防止（生活環境の確保）

孤立集落発生への備えの充実、避難所の生活環境の整備、要配慮者への適切な支援体制の構築等により、避難の長期化等に伴う災害関連死を防止すること。

（3）建築物の耐震化、複合的な災害への備えの充実・強化（減災・縮災対策）

建物倒壊による人的・住家被害を減少させるため、建築物の耐震化を更に進めるとともに、地震に伴い発生する津波、火災等の複合的な災害への備えの充実・強化を図ること。

3 施策項目

以下では、上記視点を踏まえ、また、定量的又は定性的な減災効果も勘案し、特に重点的に推進する必要がある施策項目から順に、「最重点施策」、「重点施策」、「一般施策」として整理した。

※従前は、重点施策を前半に、一般施策を後半に分けて記載していたが、中間見直し版では分けずに、施策項目番号順に記載した。なお、タイトルセルの背景色が、白は最重点施策（★★★）、黒は重点施策（★★）、グレーは一般施策（★）である。

※令和6年度中間見直しにより新たに設定した指標に係る数値については、「[H31の状況]」は記載していない。

※旧番号は、令和6年度中間見直し前の番号である。

A 地震への着実な備え（予防対策）

(1) 災害に備えたまちづくり

施策項目1 建物の耐火性能の向上、防火対策		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
- 延焼が想定される住宅密集地域において、感震ブレーカーの設置を促進する。 <主な取組> - 感震ブレーカーの普及に向けた広報（鳥取県感震ブレーカー普及協議会の発足） - 感震ブレーカー設置への助成 - 住宅密集地域において道路整備や建物の耐火性能の向上等を行い、不燃領域を拡大する。	危機管理部（消防防災課） 生活環境部（まちづくり課）	県、市町村、 県民、事業者
◆指標 感震ブレーカーの設置率（住宅密集地域） [H31の状況] 17.0% [R5 の状況] 16% [目 標] 50%		

施策項目2 街路網の整備		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
消防車の入れない道路の拡幅等を計画的に行う。	危機管理部（危機管理政策課） 県土整備部（道路企画課）	県、市町村

施策項目3 避難地の整備		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
市街化区域及び人口集中地域内において、都市公園を優先的に整備する。	生活環境部（まちづくり課）	県、市町村

施策項目4 貯水施設の整備		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
- 延焼が想定される住宅密集市街地に耐震性防火水槽を計画的に増設する。 - 各市町村において、地域の状況等を勘案しながら、水利の更新又は増設を計画的に行う。	危機管理部（消防防災課）	市町村
◆指標：耐震性防火水槽数 [H31の状況] 351箇所 [R5 の状況] 381箇所 [目 標] 400箇所		

施策項目5 地震防災上支障のある空き家対策		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・倒壊により避難に支障をきたす恐れのある空き家、空き施設の調査及び除却を促進する。 ＜主な取組＞ 1 老朽化し管理不全のため倒壊により避難に支障をきたすおそれのある空き家の調査及び除却費の助成 2 空き家所有者に対する建物の適正管理の周知等	輝く鳥取創造本部 （中山間・地域振興課）	県、市町村

施策項目6 津波監視体制の強化		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・津波発生時における迅速・確実な住民避難を実現するための津波観測・監視を強化する。 ＜主な取組＞ 1 日本海側の津波のメカニズム・海底地形の調査（国への働きかけ） 2 津波観測点の増設（国への働きかけ） 3 水位変化や津波被災状況等の把握、海上輸送の可否判断を行うための沿岸・港湾監視機能強化（水位計や監視カメラの改修・新設） 〔関連施策項目〕38	危機管理部（危機管理政策課） 県土整備部（河川課、港湾課）	県
◆指標：①水位計改修数及び新設数 〔R5 の状況〕改修数：－、新設数：－ 〔目 標〕改修数：2台、新設数：1台 ◆指標：②監視カメラ改修数及び新設数 〔R5 の状況〕改修数：－、新設数：－ 〔目 標〕改修数：2台、新設数：4台		

(2) 土砂災害防止対策

施策項目7 土砂災害防止対策		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・急傾斜地崩壊危険箇所毎の緊急度を評価し、事業化の優先順位により、計画的に対策工事を実施する。 ・景観に配慮する必要がある箇所については、鳥取県公共事業景観形成指針に基づき工事を実施する。	県土整備部（治山砂防課）	県
◆指標：急傾斜地崩壊危険箇所の対策工事概成率 〔H31の状況〕危険箇所数（全体）：1,352箇所 整備数：306箇所（整備率：22.6%） 〔R5 の状況〕危険箇所数（全体）：1,352箇所 整備数：324箇所（整備率：24.0%） 〔目 標〕整備数：339箇所（整備率：25.0%）		

施策項目8 治山対策		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・山腹崩壊危険箇所毎の緊急度を評価し、事業化の優先順位により、計画的に対策工事を実施する。	県土整備部（治山砂防課）	県
◆指標：山腹崩壊危険地区の対策工事概成率 [H31の状況] 地区数（全体）：1,917箇所 整備数：545箇所（整備率：28.5%） [R5 の状況] 地区数（全体）：1,917箇所 整備数：567箇所（整備率：29.6%） [目 標] 地区数（全体）：1,917箇所 整備数：575箇所（整備率：30.0%）		

(3) 建築物の耐震化

施策項目9 住宅の耐震化		★★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・平成19年3月に策定した「鳥取県耐震改修促進計画」に沿って、住宅の耐震改修を推進する。 ・能登半島地震の被災状況を踏まえ、倒壊から命を守る住宅耐震対策を充実させる。 <主な取組> 1 住宅の耐震改修等に対する助成 2 耐震化無料相談会等を実施する団体に対する助成 3 モデル的な住宅耐震化地域学習会の開催 4 耐震ケースマネジメント事業（所有者の抱える課題の把握、課題に応じた専門家派遣等のフォローアップ等の支援を市町村と連携して実施） 5 高齢者世帯にも取り組みやすい耐震改修補助メニューの拡充	生活環境部（住宅政策課）	県、市町村、県民、事業者
◆指標：住宅の耐震化率 [H31の状況] 78.2%（平成27年度） [R5 の状況] 85%（令和3年度） [目 標] 92%（令和7年度） ※令和12年度に概ね解消。		

施策項目10 耐震診断義務付け対象等建築物の耐震化		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・平成19年3月に策定した「鳥取県耐震改修促進計画」に沿って、耐震診断義務付け対象等建築物の耐震改修を推進する。 ＜主な取組＞ 1 耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する助成 2 所有者等を対象とする耐震化促進の普及啓発活動の推進 〔補足〕耐震診断義務付け対象建築物とは、以下の2つを指す。 ・要緊急安全確認大規模建築物 地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある不特定対数の者が利用する旧耐震基準で建築された大規模な建築物（耐震改修促進法附則第3条） ・要安全確認計画記載建築物 都道府県又は市町村が指定する旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた耐震基準）で建築された通行障害建築物、都道府県が指定する旧耐震基準で建築された防災拠点建築物（耐震改修促進法第7条）	生活環境部（住宅政策課）	県、市町村、事業者
◆指標：耐震診断義務付け建築物の耐震化率（令和6年度～） 〔H31の状況〕－（参考数値：旧指標である特定建築物の耐震化率については平成27年度で79%） 〔R5の状況〕 77.7% 〔目標〕 85%（令和7年度）		

施策項目11 住宅の適切な維持管理		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・住宅の維持補修を推進する。 ＜主な取組＞ 広報誌、説明会等による重要性啓発	生活環境部（住宅政策課）	県民、事業者

(4) 防災拠点施設の耐震化

施策項目12 避難所の耐震化		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・避難所等として使用する施設について、耐震化率100%を維持するとともに、特定天井等の非構造部材についても耐震性を確保する。	危機管理部(危機管理政策課) 地域社会振興部(文化政策課) 農林水産部(農林水産政策課) 教育委員会(教育環境課) 子ども家庭部(総合教育推進課)	県、市町村
◆指標：①公共施設及び学校の耐震化率 [H31の状況] 100% [R5 の状況] 県立施設：100%（令和5年度）、市町村立施設：93.6%（令和4年度） 県立学校：100%、市町村立学校：100%、私立学校：100% [目 標] 100%の維持 ◆指標：②学校の特定天井耐震化率 [H31の状況] 98.9%（平成30年4月現在） [R5 の状況] 県立学校：100%、市町村立学校：100%、私立学校：100% [目 標] 100% ◆指標：③学校のその他の非構造部材耐震化率 [H31の状況] 32.5%（平成30年4月現在） [R5 の状況] 県立学校：100%、市町村立学校：38.1%、私立学校：90.9% [目 標] 100%		

施策項目13 病院の耐震化		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・病院の耐震化を推進する。 ＜主な取組＞ 耐震改修の補助	福祉保健部(医療政策課)	県、市町村、事業者(医療機関)
◆指標：病院の耐震化率 [H31の状況] 77.3%（34/44病院） [R5 の状況] 83.7%（36/43病院） [目 標] 100%（43/43病院）		

(5) 社会資本の耐震化

施策項目14 緊急輸送道路、港湾施設の整備		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・橋梁の耐震改修等、緊急輸送道路として機能させるための整備を計画的に推進する。 ・救命・救援ルートを優先した道路啓開を実施する。 ・道路港湾施設の点検を強化する。 <主な取組> 1 「緊急輸送道路ネットワーク計画」のバージョンアップ（緊急輸送道路のネットワーク化、道路啓開計画の作成） 2 緊急輸送道路の点検と改良 3 海上輸送等のための港湾施設の点検と改良 [関連施策項目]38	県土整備部（道路企画課、道路建設課、港湾課）	国、県
◆指標：①緊急輸送道路の橋梁の耐震化率 [H31の状況] 県：99.2%（改修済119/120） 国：100% [R5の状況] 県：99.2%（改修済119/120） 国：100% [目標] 県：100%（改修済120/120） 国：100% ◆指標：②緊急輸送道路の改良数 [R5の状況] — [目標] 16箇所 ◆指標：③港湾施設の耐震強化岸壁数 [R5の状況] 3箇所（境港2箇所、鳥取港1箇所） [目標] 現状の維持		

施策項目15 緊急輸送道路の法面对策		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・安全で安心な道路を提供するため、落石・崩壊等の恐れのある箇所に、災害による被害を防止する施設を設置する。	県土整備部（道路企画課）	県
◆指標：落石・崩壊等の恐れがある箇所への対策 [R5の状況] 70% [目標] 72%		

施策項目16 ため池等土地改良施設の耐震化		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・老朽化等による機能低下が著しいため池について、改築、補強を推進する。 ・JR等重要公共施設を横断する水路橋の改築、補強を推進する。 <主な取組> 平成31年度に指定する防災重点ため池について改築、補強、ハザードマップ作成を推進する。	農林水産部（農地・水保全課）	県、市町村
◆指標：防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画における防災重点農業用ため池の対策工事着手数 [R5 の状況] 防災工事：46箇所、廃止工事：35箇所（いずれも計画（令和4年度）数） [目 標] 現状の維持（令和12年度）		

(6) ライフライン施設の耐震化

施策項目17 上水道の耐震化		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・施設の更新に併せ、順次耐震対策を実施するとともに施設被災時の代替手段を確保する。 <主な取組> 1 上下水道の重点的耐震化（避難所となる施設までの区間の優先整備） 2 隆起・陥没や液状化対策を含めた耐震化技術の導入促進（柔軟性の高い水道用ポリエチレン管の活用、下水道マンホール浮上対策装置の導入等） 3 応急給水効率の向上（集合住宅の受水槽の活用、組み立て式大型貯水タンクの備蓄等） 4 災害時協力井戸登録制度への登録・活用推進 [関連施策項目] 18、60[旧48]	生活環境部（水環境保全課）	市町村
◆指標：①～③水道施設の耐震適合率・耐震化率 [H31の状況] 浄給水場：18%、基幹管渠：29%（平成28年度末） [R5 の状況] ①基幹管路：27.3%、②浄水施設：48.3%、③配水施設：47.7%（令和4年度） [目 標] ①：35.0%、②：47.7%、③：66.3% ◆指標：④災害時協力井戸登録箇所数 [R5 の状況] 98箇所 [目 標] 124箇所		

施策項目18 下水道の耐震化		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・施設の更新に併せ、順次耐震対策を実施する。 ＜主な取組＞ 1 上下水道の重点的耐震化（避難所となる施設までの区間を優先整備）（施策項目17再掲） 2 隆起・陥没や液状化対策を含めた耐震化技術の導入促進（柔軟性の高い水道用ポリエチレン管の活用、下水道マンホール浮上対策装置の導入等）（施策項目17再掲） 〔関連施策項目〕17	生活環境部（水環境保全課）	県、市町村
◆指標：下水道施設の耐震化率、マンホールの耐震化率 〔H31の状況〕 処理場：37%、マンホール：54% 〔R5 の状況〕 処理場：38%、マンホール：58% 〔目 標〕 処理場：44%、マンホール：現状の維持・向上		

施策項目19 電線の地中化		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・電柱の道路、家屋等への倒壊を防ぐため電線の地中化を推進する。	県土整備部（道路企画課）	県、事業者（電力・通信）
◆指標：鳥取県無電柱化推進計画に基づく電線地中化の着手箇所数 〔R5 の状況〕 3箇所 〔目 標〕 5箇所（令和7年度）		

施策項目20 ガス施設の耐震化		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・都市ガスの供給施設の耐震化を推進する。 ・LPガスについても、耐震対策を行う。	危機管理部（危機管理政策課）	事業者（ガス）
◆指標：ガス施設の耐震化率 〔H31の状況〕 中圧本支管：100% （102.07/102.07km） 低圧本支管：92.8%（477.4 /514.5 km） 〔R5 の状況〕 中圧本支管：100% （令和4年度） 低圧本支管：96.5%（令和4年度） 〔目 標〕 中圧本支管：100% 低圧本支管：99.0%		

(7) その他の耐震化対策

施策項目21 造成宅地、宅地よう壁の耐震化		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・造成宅地の耐震化を推進する。	生活環境部（まちづくり課）	県民、事業者

施策項目22 ブロック塀の倒壊防止		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・危険ブロック塀の撤去・耐震改修を推進する。 <主な取組> 1 住宅・建築物の耐震改修助成と併せた、ブロック塀の耐震改修助成 2 不特定の者が通行する道路沿いの危険なブロック塀の撤去・改修に対する助成 3 市町村に対し、耐震改修促進計画への避難路の記載及び避難路沿道のブロック塀の耐震診断の所有者への義務付けを促す。	生活環境部（住宅政策課）	県、市町村、県民、事業者
◆指標：通学路、県道沿いの危険なブロック塀の撤去 [H31の状況] 県道沿いの危険なブロック塀70箇所、 小中学校通学路沿いの危険なブロック塀 平成30年度末調査完了 [R5 の状況] 県道沿い及び小中学校通学路沿いの危険なブロック塀 除却：511件、改修：198件 [目 標] 所有者への指導、補助制度の説明を通じ危険なブロック塀の撤去改修を推進する。		

施策項目23 家具の転倒防止		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・住宅等の家具を固定し、地震時の転倒を防止する。 <主な取組> 1 県や市町村の広報誌、講演会、説明会等による啓発 2 ボランティア団体等による家具固定の普及活動	危機管理部（危機管理政策課）	県民
◆指標：家具等の転倒防止対策実施率 [H31の状況] 34.8% [R5 の状況] 28.6% [目 標] 70%		

施策項目24 建物からの落下物の発生防止		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・建築物から突き出している工作物（看板等）の落下防止対策を推進する。 <主な取組> 建築基準法に基づく届出の周知・徹底等	生活環境部（住宅政策課）	県民、事業者

(8) 住民による適切な対応

施策項目25 住民の備蓄等の日頃からの地震への備え		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・家庭や事業所における食料・飲料水（最低3日分、推奨1週間分）、携帯トイレ等の備蓄率の向上を図る。 ・県民・事業者による日頃からの地震への備え（下記参照）を推進する。 ＜主な取組＞ 広報誌等によるPR、防災訓練での呼びかけ、関係団体と連携した啓発等 【日頃からの地震への備え】 1 迅速な避難体制・準備 (1) ハザードマップの確認〔関連施策項目：26〕 (2) 避難場所・避難経路の確認〔関連施策項目：26〕 (3) 家族等との安否確認方法、連絡手段の確認 (4) 非常持出品の準備 (5) 地域での支え愛マップの作成、確認 2 建築物・室内の対策 (1) 住宅・建築物の耐震化、液状化対策〔関連施策項目：9、10〕 (2) 家具の固定・転倒防止対策（施策項目23再掲） (3) 窓ガラスの飛散防止対策 (4) ベッド頭上に物を置かない (5) 住宅の適切な維持管理（施策項目11再掲） (6) 地震保険・共済等への加入（施策項目68[旧55]再掲） 3 出火や延焼の防止対策 (1) 感震ブレーカー、漏電遮断器の設置〔関連施策項目：1〕 (2) 火災警報器の動作確認 (3) 各家庭における消火器の設置（施策項目31[旧29]再掲） 4 地震発生後の避難生活の備え (1) 食料・飲料水（最低3日分、推奨1週間分）の備蓄 (2) 携帯トイレの備蓄 (3) 予備バッテリー等の電源確保〔関連施策項目：59〕 5 その他 (1) 自主防災組織への参加〔関連施策項目：32[旧30]〕 (2) 消防団への参加〔関連施策項目：42[旧36]〕	危機管理部（危機管理政策課、消防防災課） 生活環境部（住宅政策課）	県民、事業者

施策項目26 住民の的確な避難行動（津波）		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・沿岸部の市町村や住民へ津波の危険性を注意喚起し、災害時には避難指示を行う。 ＜主な取組＞ 1 津波が想定される市町村における、津波ハザードマップの作成及び全戸配布の維持 2 ホームページ等での津波ハザードマップの周知 3 県による市町村のハザードマップ更新経費等の助成 4 津波避難に係る避難場所・避難経路の周知 5 鳥取県で想定される地震・津波の正しい理解の普及啓発、地震津波防災講演会等 ・津波が想定される市町村において、防災訓練等の機会をとらえて、防災教育や津波避難訓練を実施する。 ＜主な取組＞ 1 地区ごとの住民参加津波避難訓練（市町村） 2 津波避難訓練の実施に係る県から市町村への働きかけや経費支援 〔関連施策項目〕29	危機管理部（危機管理政策課）	市町村、県民
◆指標：①津波ハザードマップ配布市町村数 ※津波被害想定9市町村（鳥取、米子、境港、岩美、湯梨浜、北栄、琴浦、大山、日吉津） 〔H31の状況〕9市町村（対象の全市町村） 〔R5 の状況〕9市町村（対象の全市町村） 〔目 標〕現状の維持 ◆指標：②地震津波に関する講演会等の開催回数（県主催） 〔R5 の状況〕2回 〔目 標〕1回/年 ◆指標：③地域の津波避難訓練（研修会等を含む）実施市町村数（年1回） ※津波被害想定9市町村（鳥取、米子、境港、岩美、湯梨浜、北栄、琴浦、大山、日吉津） 〔H31の状況〕4市町村（平成29年度中の実施実績） 〔R5 の状況〕3市町 〔目 標〕9市町村（対象の全市町村）		

施策項目27 地域における避難支援体制		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・防災、県土整備、福祉関係機関の連携を強化し、地域における支え愛マップづくりや避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成など、地域性や市町村の実情に応じた避難支援体制の整備を推進するとともに、避難訓練等を行う。 <主な取組> 支え愛マップづくり、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成などの取り組みの推進	危機管理部（消防防災課） 福祉保健部（福祉保健課、関係各課）	市町村
◆指標：①支え愛マップの作成数 [R5 の状況] 976地区 [目 標] 1,142地区（令和9年度末） ◆指標：②個別避難計画の作成率 [R5 の状況] 30.4%（避難行動要支援者全体、令和6年4月1日現在） [目 標] 避難行動要支援者のうち、優先度の高い方：100%（令和8年度）		

施策項目28 学校等における防災教育の推進		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・各学校、保育所で避難訓練（地震）を実施する。 ・各学校、保育所における防災教育の充実を図る。 <主な取組> 1 学校における防災教育研修会等の開催 2 外部講師等の活用支援	子ども家庭部（子育て王国課） 子ども家庭部（総合教育推進課） 教育委員会（体育保健課）	県、市町村、事業者（私立学校等の設置者）
◆指標：避難訓練（地震）実施率 [H31の状況] 小学校：99%、中学校：98.5%、高校：96%、特別支援学校：100% 幼稚園：100%、保育所：100% [R5 の状況] 市町村立小学校：97%、市町村立中学校：98%、 県立高等学校：100%、県立特別支援学校：100%、 私立中学校：100%、私立高等学校：100% 幼稚園：100%、保育所：100% [目 標] 全ての学校、保育所で100%実施		

施策項目29 県民の防災意識の向上		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・県民が参加・観覧できる防災イベントを開催し、公助機関や民間協力機関等による災害時における活動を県民に広く紹介するなどし、県民の防災意識の向上を図る。 <主な取組> 1 体験・参加型イベント「とっとり防災フェスタ」の開催 2 鳥取県で想定される地震・津波の正しい理解の普及啓発、地震津波防災講演会等（施策項目26再掲） 3 地区ごとの住民参加津波避難訓練（施策項目26再掲） 4 県内各地に出向いて地震の実態、備え及び対策を学ぶことができる地震体験車による県民への啓発 〔関連施策項目〕26	危機管理部（危機管理政策課、危機対策・情報課、消防防災課）	県、市町村
◆指標：※施策項目26②③参照 〔R5 の状況〕 ※施策項目26②③参照 〔目 標〕 ※施策項目26②③参照		

施策項目30 県民への災害情報の発信		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・県内で地震・津波等による災害が発生した場合や津波が到達する恐れがある場合に、様々な広報媒体を活用し、県民、観光客、外国人等に災害情報を発信・周知する。 <主な取組> 1 あんしんトリピーメール及び鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」の普及・運用 2 防災ポータルサイトの整備	危機管理部（危機対策・情報課）	県、市町村、事業者
◆指標：①あんしんトリピーメール及び鳥取県防災アプリ「あんしんトリピーなび」の登録者数 〔R5 の状況〕 72,518件 〔目 標〕 83,000件		

(9) 自主防災力の強化

施策項目31〔旧29〕 住民の初期消火対策		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・各家庭における消火器の設置を推進する。 ・消火器を使った初期消火訓練の推進を図る。 <主な取組> 広報誌等による初期消火の重要性啓発	危機管理部（消防防災課）	市町村（広域）、県民

施策項目32 [H30] 自主防災組織の充実強化		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・自主防災組織の設置を推進し、活動を充実する。 ・地域の防災リーダーとしての役割を担う防災士の養成・活動推進、リーダー人材のスキルアップを推進する。 <主な取組> 1 組織率の低い市町村を重点とした働きかけ 2 組織の中心となるリーダー養成の取組 3 防災士養成研修、地域防災リーダースキルアップ研修等による人材養成の推進 ・火災予防運動月間、総合防災訓練等の機会を捉え、地域における自主的な防災訓練を推進する。 ・自主防災組織の活動に必要な資機材を計画的に整備する。 <主な取組> 資機材の交付・整備費を助成	危機管理部(消防防災課)	県、市町村、県民
◆指標：①自主防災組織組織率 [H31の状況] 85.8%（平成30年4月1日現在） [R5 の状況] 93.3% [目 標] 100% ◆指標：②自主防災訓練実施数 [H31の状況] 不明 [R5 の状況] 不明 [目 標] すべての自主防災組織で年1回以上の訓練を行う。 ◆指標：③防災士認証登録者数 [H31の状況] 723人 [R5 の状況] 1,838人 [目 標] 2,400人（令和9年度末）		

施策項目33 [H31] 事業者による防災訓練の実施		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・事業所(防火対象物)における自主的な防災訓練を推進する。	危機管理部(消防防災課)	事業者
◆指標：消火・避難訓練の実施回数 [H31の状況] 3,017回 [R5 の状況] 3,577回 [目 標] 5,100回		

B 災害発生時の迅速・的確な対応（応急対策）

(10) 応急体制の確立

施策項目34 [日32] 職員参集体制の確保		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・初動要員を迅速に参集させ、災害時に応急対策を迅速に実施できる体制を整備する。 <主な取組> 1 初動対応職員が迅速に参集できる体制の構築 2 初動要員として指定された職員に対する実践的な参集訓練の実施	危機管理部(危機対策・情報課) 総務部(人事企画課)	県、市町村

施策項目35 災害対策本部の初動体制の充実強化		★★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・IDAサイクル（情報（Information）、決断（Decision）、実行（Action）のサイクル）の回転速度、精度及び正確度を上げる。 ・初期情報に基づき、実動組織とともに迅速に災害対応を開始し、協力して人命救助や孤立解消を図る。 ・初動体制及び司令塔の機能を拡充する。地元を熟知する自治体を核としながら、国・地方の広域支援と連動させて、円滑な災害対応機能を確保する。 ・ドローン等を活用し、迅速に被害状況等を把握する。 ・大規模災害の初動体制確立の教育訓練（地震津波想定訓練（初動体制確立））を実施する。 <主な取組> 1 災害対応時の情報収集・分析・共有を迅速・効果的に行うための総合防災情報システムの導入 2 災害オペレーション室の整備 3 ドローン・レスキューユニットの編成 4 AI防災チャットボットによる情報収集 5 草の根の情報収集 6 リアルタイム震度分布（鳥取大学）の活用 ・被災市町村への職員派遣等により、迅速な情報収集や災害対応支援等を行う体制を整備する。 ・市町村の避難所運営を体系的に支援する仕組みを整備する。 <主な取組> 1 県から被災市町村への速やかな情報連絡員（リエゾン）派遣 2 総務省応急対策職員派遣制度の災害マネジメント総括支援員（GADM）登録者など、災害対応の知識、経験を有する管理職をリーダーとする災害時市町村支援チームの速やかな派遣体制の整備	危機管理部（危機管理政策課、危機対策・情報課）	県
◆指標：①ドローン・レスキューユニットの編成数 [R5 の状況] — [目 標] 県職員ユニット：6隊、企業ユニット：7隊 ◆指標：②災害対策本部訓練実施回数 [R5 の状況] 1回/年 [目 標] 1回/年 ◆指標：③災害時市町村支援チームの編成数 [R5 の状況] —（事前登録者の中からその都度編成） [目 標] 19チーム（市町村ごとに担当チームを設定）		

施策項目36 [旧33] 職員の円滑な応急対策		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・行政における職員防災行動マニュアルの作成を促進する。 <主な取組> 市町村への技術的な支援	危機管理部(危機管理政策課)	県、市町村
◆指標：職員防災行動マニュアルの作成状況 [H31の状況] 県：策定済、市町村：14市町村策定済 [R5 の状況] 県：策定済、市町村：全19市町村策定済 [目 標] 県、全19市町村策定		

施策項目37 [旧34] 応急活動体制の確保		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・停電時の非常用発電機、本部員用備蓄物資など災害対策本部の運営に必要な資機材等を計画的に整備する。 ・非常用発電機は72時間稼働できるよう燃料・設備を整え、るとともに、地震に対応できるよう耐震化された建物に確実に固定する。 ・東中西部各圏域に、自衛隊、緊急消防援助隊等の受け入れ拠点となる広域防災拠点を設け、地上系・衛星系の通信設備を整備する。 ・大規模災害時の応援機関の活動拠点として、広域防災拠点の機能強化を図る。 <主な取組> 資機材、広域防災拠点等の運用訓練の実施	危機管理部(危機管理政策課)	県、市町村
◆指標：応急活動用資機材等(対策本部運営)の保有状況 [H31の状況] 【県】 整備済 【市町村】 自家発電機：18市町村、備蓄物資：12市町村 [R5 の状況] 【県】 整備済 【市町村】 自家発電機：18市町村、備蓄物資：15市町村 [目 標] 県、全19市町村整備		

施策項目38 緊急輸送ルート、救命・救援ルートの確保		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・救命・救援、支援、避難に使用する緊急輸送道路の通行可能状況を優先的に把握する。 ・救命・救援ルートを優先した道路啓開を実施する。（施策項目14再掲） <主な取組> 1 ドローンやヘリコプターによる緊急輸送道路の通行可能状況の確認と代替ルートの検討 2 津波被災状況等の把握、海上輸送の可否判断を行うための沿岸・港湾監視機能強化（監視カメラの新設）（施策項目6一部再掲） 3 道路通行止め情報の共有・配信 〔関連施策項目〕6、14	県土整備部（道路企画課、港湾課）	県
◆指標：監視カメラ新設数（施策項目6一部再掲） 〔R5 の状況〕新設数：－（施策項目6一部再掲） 〔目 標〕新設数：3台（施策項目6一部再掲）		

(11) 関係機関との連携・協力

施策項目39 [日35] 災害時の応援協定の締結		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・災害応急対策の実施に係る応援協定を維持するとともに、必要な分野における新規の協定締結を促進する。 <主な取組> 1 事業者等との災害時緊急対策パートナーシップ協定の締結 2 事業者等との災害時応援要請訓練の実施	各関係部局（総括：危機管理部（危機管理政策課））	県、市町村、事業者
◆指標：①応援協定締結事業者数 〔H31の状況〕167事業者（生活関連物資の調達69、帰宅困難者支援8、放送要請15ほか） 〔R5 の状況〕243事業者（物資調達、帰宅困難者支援、放送・報道要請ほか） 〔目 標〕現状の維持 ◆指標：②協定締結事業者等との訓練の実施回数 〔R5 の状況〕1回/年 〔目 標〕1回/年		

施策項目40 実動組織との連携体制の構築		★★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・初期情報に基づき、実動組織とともに迅速に災害対応を開始し、協力して人命救助や孤立解消を図る連携体制を構築する。 ＜主な取組＞ 1 大型ヘリコプターの離着陸、LCAC（ホバークラフト）の揚陸適地の確保 2 災害初動対応計画の策定 3 総合防災情報システムによる情報共有 4 安否不明者等の氏名等公表スキームの整備 5 実動組織との共同訓練の充実	危機管理部（危機管理政策課、危機対策・情報課）	県
◆指標：大型ヘリコプター離着陸、LCAC（ホバークラフト）の揚陸適地の確保数 〔R5 の状況〕－ 〔目 標〕 関係機関と適地を共有（自衛隊、地権者等の関係者と調整）		

施策項目41 災害の激甚化に伴う広域受援体制の整備		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・県内で災害が発生した際に、相互応援協定を締結している県等からの応援を受け入れる体制を整える。 ＜主な取組＞ 徳島県、兵庫県との相互応援協定、中国地方、中四国地方、関西広域連合との協定等に基づく、災害時における人的・物的支援の受入体制の構築	危機管理部（危機管理政策課）	県
◆指標：受援計画策定状況（地域防災計画における記載も含む。） 〔R5 の状況〕 県：策定済、市町村：16 〔目 標〕 県：策定済、市町村：19		

(12) [旧(11)] 消防力の充実

施策項目42 [旧36] 消防団の充実強化		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・消防団員が活動しやすい環境整備や士気高揚施策を実施し、消防団員の確保と活動の充実を図る。 <主な取組> 1 消防団員(特に女性団員)の確保 2 協力事業所の確保 3 消防団活動への助成 4 退団者数の減少に対する検討	危機管理部(消防防災課)	市町村
◆指標：①消防団員数 [H31の状況] 4,902人（平成30年4月1日現在） [R5 の状況] 4,383人 [目 標] 5,076人 ◆指標：②女性消防団員数 [H31の状況] 170人（平成30年4月1日現在） [R5 の状況] 140人 [目 標] 250人		

施策項目43 [旧37] 消防設備の整備（消防団）		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・各市町村の消防体制に応じて、消防団の機械装備を整備する。	危機管理部(消防防災課)	市町村

施策項目44 消防団・自主防災組織の共助の能力の強化		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・消防力を超えた場合の火災の発生・延焼を防止する対策や初期消火体制を整備する。 ・自らが負傷しないこと及び自助・共助による救出救援により、常備消防の消防力を維持する。 <主な取組> 1 発災時における消防団等の初期消火や救出活動を支援するための消防学校への研修施設・資機材の整備及び研修実施(大規模災害時の住民共助の強化) 2 消防団等による初期消火、延焼防止 [関連施策項目]60[旧48]	危機管理部(消防防災課)	県、市町村、県民
◆指標：研修実施回数 [R5 の状況] — [目 標] 6回/年		

施策項目45 [旧38] 常備消防の充実強化		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・各消防局に必要な人員を確保するとともに、機械装備等の機能強化を図る。 ・消防力を超えた場合の火災の発生・延焼を防止する対策や初期消火体制を整備する。（施策項目44再掲） <主な取組> 1 消火栓が使えない場合に備えた防火水槽・消防水利の点検と整備 2 救助機材の整備と小型化	危機管理部（消防防災課）	市町村（広域）

(13) [旧(12)] 医療・救急体制の確立及び保健福祉対策

施策項目46 [旧39] 医療体制の確保		★★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・災害時医療に必要な医師、看護師を確保し、DMAT（災害派遣医療チーム）を増設する。 ＜主な取組＞ DMAT研修会の開催及び参加促進 ・医療機関の被災状況の迅速な共有が可能となる体制を整備する。 ・被災した医療機関への物的支援、人的支援の応援体制を強化する。また、やむを得ない場合に転院を行うための体制を整備する。 ＜主な取組＞ 1 情報通信手段の確保状況調査及び確保に向けた支援 2 医療機関のBCP策定推進 ・大規模災害時における関係機関と連携した医療の確保、要支援者対策に係る県保健医療福祉対策本部による調整機能を確認する（「統合型医療福祉災害対策」の導入）。 ＜統合型医療福祉災害対策の主な機能＞ ・被災市町村からの直接の情報収集 ・国、他自治体、全国団体等からの受援調整 ・迅速な人員派遣と物資配送の調整 ・DMAT等と連携した転院搬送等の実施 [関連施策項目]45.1	福祉保健部（医療政策課）	県、市町村、事業者（医療機関）
◆指標：①医師数・看護師数 [H31の状況] 医師数：1,154人、看護師数：5,812人、日本DMATチーム数：17 [R5 の状況] 医師数（病院のみ）：1,194人、看護師数（病院のみ）：6,158人、日本DMATチーム数：16（令和5年度） [目 標] 現状の維持 ◆指標：②病院のBCP策定率 [R5 の状況] 100%（43/43病院） [目 標] 100%		

施策項目47 [旧40] 救急搬送体制の確立		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・救急救命士を確保するとともに、研修等により資質の向上を図る。 ・救急自動車を計画的に高規格のものに更新する。 ・ドクターヘリ、医師搭乗型消防防災ヘリコプターの運用体制の維持・充実を図る。	福祉保健部（医療政策課） 危機管理部（消防防災課）	県、市町村（広域）
◆指標：救急搬送体制の構築状況 [H31の状況] 救急救命士数：203人、 高規格救急自動車：33台（救急自動車総数：33台） [R5 の状況] 救急救命士数：210人、 高規格救急自動車：34台（救急自動車総数：34台） [目 標] 現状の維持（目標達成による）		

施策項目48 [旧51] 被災者の健康管理・メンタルケア対策		★★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・災害時の被災者ケアに必要な保健師等の確保やDWAT（災害派遣福祉チーム）の体制充実を図るとともに、研修等を通じてメンタルケア等のスキル向上を図る。 <主な取組> 1 DWATチーム員の増員 2 DWATチーム員への研修会の開催	福祉保健部（福祉保健課）	県、市町村
◆指標：①DWATチーム員数 [R5 の状況] 183人 [目 標] 協定団体等との協議により決定するため、未設定 ◆指標：②DWAT研修会回数 [R5 の状況] 8回/年 [目 標] 10回/年		

施策項目49 要支援者対策		★★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・個々の避難行動要支援者の避難支援体制を確保する。 ・要支援者が安心して過ごすことができる避難所環境を構築、確保する。 <主な取組> 1 「統合型医療福祉災害対策」の導入（施策項目46[旧39]再掲） 2 トイレ、就寝環境（段ボールベッド等）、冷房機材、プライバシーシート等を整備し、全ての人にとって安全かつ健康的な避難所環境の構築（施策項目54[旧44]再掲） 3 福祉施設の応援体制の確立（応援職員など） 4 福祉施設の入居者の広域移転を調整する仕組の構築 5 要配慮者の被災地外への避難を調整する仕組の確立 [関連施策項目]46[旧39]、54[旧44]	危機管理部（危機管理政策課） 福祉保健部（福祉保健課）	県、市町村、事業者

(14) [旧(13)] 輸送・通信手段の確保

施策項目50 [旧41] 救援物資の輸送手段の確立		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・災害時にトラック、バス、鉄道等で必要な物資輸送が行える体制を確保する。 ＜主な取組＞ 1 県、市町村が保有するトラックの災害時利用の指定 2 鳥取県トラック協会との緊急輸送協定の継続、バス・鉄道事業者との連携体制の構築 3 物流拠点（隣県の拠点を含む）の運用体制を設置者と調整し確立する 4 物流オペレーションマニュアルに基づく物流拠点等利用訓練の実施 5 県外の物流拠点（0次物資拠点）の確保 6 市町村の物資拠点（端末地）の整備 7 災害時物資輸送基本方針の策定等 8 ドローンやヘリコプターの物資輸送への活用	危機管理部（危機管理政策課）	県、市町村、事業者

施策項目51 避難物資支援		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・避難物資の円滑な受け入れ、避難所ニーズに合った支援物資の配送、避難所等への迅速な輸送を実現するための体制を整備する。 ＜主な取組＞ 1 対処計画及び初期情報に基づく推進補給（事後、請求補給）の仕組みづくり 2 支援物資の管理・配送業務の民間輸送事業者への業務委託や県外自治体からの受援の体制づくり 3 兵站体制の整備（策源地→県外拠点→東・中・西拠点→各市町村拠点→避難所→在宅避難） 4 各避難所のニーズ把握の体制づくり 5 プッシュ型支援（推進補給）から各避難所のニーズに合った物資の配送体制の整備 〔関連施策項目〕54[旧44]	危機管理部（危機管理政策課）	県

施策項目52 [旧42] ヘリコプターによる輸送体制の整備		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・国交省等とも新たな協定を締結し、ヘリコプター輸送の補完体制を整える。 ・孤立するおそれのある集落における臨時離着陸場等の確保を図る。 ・大型ヘリコプターの離着陸適地の確保	危機管理部（危機対策・情報課、消防防災課）	県

施策項目53 [旧43] 情報伝達手段の確保		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・孤立予想集落（特に携帯電話不感地域）との連絡通信体制を整備する。 <主な取組> 1 孤立予想集落への衛星携帯電話の設置経費助成 2 孤立対応備蓄等整備補助（トランシーバー等通信機器） 3 孤立発生時の通信手段（衛星通信設備）の整備	危機管理部（危機管理政策課）	市町村

(15) [旧(14)] 被災者の生活環境の整備

施策項目54 [旧44] 避難所環境の整備		★★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
A 運営体制関係 ・災害時に避難所を迅速、円滑に要配慮者など多様な人に配慮して開設、運営できるようマニュアルを作成し、訓練、研修等によって住民による避難所開設、運営の体制づくりを推進する。 ・避難所の運営管理に携わる専門人材を育成し、NPO等と連携する。 ・市町村の避難所運営を体系的に支援する仕組みを整備する。 ・持病を持つ人、妊婦、要介護者、高齢者とその家族は、みなし避難所へ避難する。 ・県営避難所の確保、資機材整備を推進する。 ・大規模災害時における関係機関と連携した医療の確保、要支援者対策に係る県保健医療福祉対策本部による調整機能確立する（「統合型医療福祉災害対策」の導入）。（施策項目46[旧39]再掲） <主な取組> 1 避難所運営マニュアル作成指針の提示・改定と、市町村への作成（改定含む）の働きかけ 2 新たな被害想定による避難者数に対応した指定避難所の確保 3 避難所（県営含む）開設、運営の訓練、研修の実施 4 避難所支援におけるNPOとの協力体制の構築 5 2次避難所の確保（ベッド等資機材含む）及び運営体制の整備（県営） 6 県内・県外自治体との広域避難に関する対応の具体的調整手順の策定	危機管理部（危機管理政策課）	県、市町村
B 環境整備関係 ・災害関連死を防ぐことを最大の目標として、避難所における居住空間や衛生環境を改善する。当初から簡易ベッド等を使えるようにする。 ・女性や要配慮者等に配慮した、誰もが過ごしやすい環境づくりを行う。 ・指定避難所及び福祉避難所において、要配慮者の避難所生活で必要となる資機材を整備する。 ・健康に配慮した暖かい食事の提供など避難所における食の改善を図る。 <主な取組> 1 指定避難所及び福祉避難所での要配慮者の避難所生活に必要な資機材整備に対する助成（市町村交付金等） 2 トイレ、就寝環境（段ボールベッド等）、冷房機材、プラ		

イバシーテント等を整備し、全ての人にとって安全かつ健康的な避難所環境の構築 3 避難所の安全対策、感染症予防・まん延防止対策（軽症患者の療養環境の整備を含む） 4 ペット同行避難、車中泊等多様な避難への対応検討 5 情報空白を避けるための情報環境の整備（スターリンク、Wi-Fi、スマホ充電等） 6 トイレカー、シャワーカーの整備 7 避難者の健康を確保する食事メニューの作成 8 キッチンカーの確保 9 避難者に対する炊き出し支援（自主防災組織・自治会が平素行う炊き出しに対する支援） 〔関連施策項目〕51、55、58〔旧47〕、61〔旧49〕		
◆指標：①避難所運営マニュアル策定市町村数 〔H31の状況〕 13市町村 〔R5 の状況〕 全19市町村 〔目 標〕 全19市町村 ◆指標：②県営避難所訓練実施回数 〔R5 の状況〕 － 〔目 標〕 1回/年 ◆指標：③避難所のWi-Fi環境の整備 〔R5 の状況〕 68.8%（令和5年度） 〔目 標〕 100%（令和9年度末）		

施策項目55 避難所等の備蓄		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・災害時に避難所等で必要となる物資等を県と市町村が連携して備蓄する。 ・新たな品目の備蓄、既存備蓄品の見直しなどによる備蓄の改善に努める。 ・県民へ備蓄を啓発する（食料・飲料水（最低3日分、推奨1週間分）、携帯トイレ等）。(施策項目25再掲) ＜主な取組＞ 1 県・市町村連携備蓄の品目、数量、保管場所の点検・見直し（避難所外被災者を含む） 2 支え愛避難所の備蓄の推進 3 在宅避難等を含めた避難者の把握と物資供給の仕組みづくり 〔関連施策項目〕25、54〔旧44〕	危機管理部（危機管理政策課）	県、市町村
◆指標：備蓄計画に基づく備蓄物資の確保 〔R5 の状況〕 － 〔目 標〕 当該年度の備蓄計画に基づく備蓄物資の維持		

施策項目56 [旧45] 食料・生活必需品・応急復旧資材の確保		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
- 計画に基づいた食料等備蓄の継続と、災害時の物資調達に関する事業者との協定締結を推進する。 - 一部損壊家屋の応急復旧に対応するため、県と市町村が連携してブルーシートの備蓄を行う。	危機管理部（危機管理政策課） 生活環境部（くらしの安心推進課）	県、市町村、事業者
◆指標：①備蓄食料の量（最大避難想定人数：24,000人）、食料・生活必需品の調達に関する協定企業数 [H31の状況] 【市町村】保存食：46,993食、要配慮者用アルファ米がゆ等：33,577食、粉乳・ミルク：135缶、保存水：69,489リットル 【県】食料・調達協定：18事業者、生活関連物資調達協定：52事業者 [R5 の状況] 【市町村】保存食：61,787食、要配慮者用アルファ米がゆ等：27,130食、粉乳・ミルク：333缶、液体ミルク：744缶、保存水：71,553リットル 等 【県】食料調達協定：36事業者、生活関連物資調達協定：64事業者 [目 標] 備蓄計画に基づく保存食の備蓄維持 ◆指標：②備蓄ブルーシートの枚数 [H31の状況] 市町村：16,000枚、県：5,000枚 [R5 の状況] 市町村：19,283枚、県：5,000枚 [目 標] 備蓄計画に基づくブルーシートの備蓄維持		

施策項目57 [旧46] 車中避難者への適切な対応		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
- 車中避難者・在宅避難者の把握、車中避難場所の提供、車中避難者・在宅避難者への情報提供体制の整備等を行う。 <主な取組> - 職員の巡回による車中避難者の把握 - 車中避難者へ適切に情報や食料が提供できるよう、避難所等の周辺に車中避難場所を事前に確認・確保 - 保健師等の巡回による、エコノミークラス症候群の危険性や防止策の周知を行う体制の整備 - 車中避難者の支援に必要な資機材の備蓄	危機管理部（危機管理政策課）	市町村

施策項目58 [旧47] 支え愛避難所への適切な支援		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・住民が避難所として自主運営する、住民に身近な集会所や公民館などの施設を「支え愛避難所」として位置づけ、市町村は必要な支援を行うよう努める。＜主な取組＞ 1 立地箇所のハザードの事前確認の推進 2 該当施設の応急危険度判定の実施体制の推進 3 開設状況の確認、必要に応じた物資等の支援の体制の整備 4 支援に関する情報の提供体制の整備 5 支え愛避難所の運営支援、備蓄の推進 〔関連施策項目〕55	危機管理部（危機管理政策課）	市町村

施策項目59 電力確保		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・災害時に電力を供給できる電気自動車等の貸与を受けて、円滑に電力を確保する仕組みを構築する。 ・平時において、電動車両等の災害発生時における有用性を周知する。 ＜主な取組＞ 1 とっとりEV協力隊制度の運用 2 民間事業者との電動車両の支援に関する協定締結 3 ライフライン損傷時の早期の仮設を含めた、優先順位を付けた復旧方法の確立（長期の停電の回避） 4 孤立集落・停電を生じさせないための危険木の事前伐採の推進 5 電気事業者が所有する電源車の配備の優先順位の決定 〔関連施策項目〕63	危機管理部（危機管理政策課） 生活環境部（脱炭素社会推進課）	県
◆指標：とっとりEV協力隊登録台数 〔R5 の状況〕 63台 〔目 標〕 90台		

施策項目60 [旧48] 応急給水体制の整備及び水道の早期復旧		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
- 給水計画を策定し、給水拠点施設の整備・管理を行うとともに、県民への広報体制を整える。 - 長期断水時や下水道被災時の応急給水体制と早期復旧体制を確立する。 < 主な取組 > - ライフライン損傷時の早期の仮設を含めた、優先順位を付けた復旧方法の確立（長期の断水の回避） - 早期に広域応急給水支援、復旧支援を行うための市町村合同訓練実施による初動対応の確立 〔関連施策項目〕17、44、61[旧49]	生活環境部（水環境保全課）	市町村
◆指標：①給水車台数（市町村）、給水拠点設置数（市町村） [H31の状況] 給水車：約14台、給水拠点設置数：約65箇所 [R5 の状況] 給水車：約13台、給水拠点設置数：約102箇所（令和4年度） [目 標] 現状の維持・向上 ◆指標：②訓練実施回数 [R5 の状況] — [目 標] 1回/年		

施策項目61 [旧49] トイレ・下水処理体制の整備		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・避難所等の状況などに応じたトイレ対策を検討する。 ・長期断水時や下水道被災時の応急給水体制と早期復旧体制を確立する。（施策項目60[旧48]再掲） <主な取組> 1 仮設トイレ及び簡易トイレの備蓄 2 避難所の快適なトイレの環境を確保するため、その機能の向上に努める。 3 災害時のトイレ調達協定の締結事業者の確保 4 協定に基づく調達の実効性の向上のための訓練 5 マンホールトイレの整備 6 トイレカーの整備・運用（施策項目54[旧44]再掲） 〔関連施策項目〕54[旧44]、60[旧48]	危機管理部（危機管理政策課） 生活環境部（くらしの安心推進課）	県、市町村
◆指標：①仮設トイレの備蓄数（県） [H31の状況] 47 [R5 の状況] 47 [目 標] 「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に定める備蓄数量の達成および維持 ◆指標：②簡易トイレの備蓄数（市町村） [H31の状況] 1,014 [R5 の状況] 985 [目 標] 「県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領」に定める備蓄数量の達成および維持 ◆指標：③災害時の仮設トイレ・簡易トイレの調達に関する協定締結数（県） [H31の状況] 6事業者 [R5 の状況] 10事業者 [目 標] 協定締結事業者数の維持		

施策項目62 [旧50] 遺体処理		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・必要な火葬処理能力を維持するとともに、遺体安置所の確保に努める。 ・火葬場被災時の遺体の埋火葬、搬送等の円滑な実施のための広域的な連携体制を整備する。 <主な取組> 1 火葬場（県内4施設）を有する広域行政管理組合等との広域的な連携体制整備 2 埋葬許可を行う市町村との運用検討 3 遺体保存及び火葬に必要な物資等の確保 4 葬儀社等との非常時の連携	生活環境部（くらしの安心推進課）	市町村
◆指標：火葬場処理能力 [H31の状況] 火葬場処理能力：1日最大可能火葬数80体（県内） [R5 の状況] 火葬場処理能力：1日最大可能火葬数80体（県内） [目 標] 最大可能火葬数の現状維持		

(16) 孤立集落対策

施策項目63 孤立集落対策		★★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・道路等の復旧に時間を要し、孤立状態が長期化することを想定した備え等を充実させる（支え愛避難所等避難場所の確保、備蓄の促進等）。 ・孤立集落発生時の救出・救援方針を設定し、関係機関連携による迅速な対応体制を整備する。 <主な取組> 1 孤立可能性集落の点検調査（中山間地に加え、沿岸集落も追加） 2 孤立可能性集落ごとの、救援・救助のための対処方針（孤立可能性集落対応カルテ）の事前作成 3 連絡・情報入手のための非常時通信設備の整備 4 ドローン・レスキューユニットの編成（施策項目35再掲） 5 孤立集落・停電を生じさせないための危険木の事前伐採の推進、道路機能強化（耐震対策等） 〔関連施策項目〕35、59	危機管理部（危機管理政策課） 県土整備部（道路企画課）	県、市町村、事業者、県民
◆指標：①孤立可能性集落対応カルテ作成数 〔R5 の状況〕－ 〔目 標〕 孤立可能性集落全箇所 ◆指標：②非常時通信設備整備数 〔R5 の状況〕－ 〔目 標〕 5台		

※施策項目51については、令和6年度中間見直しにより、番号を48に変更の上、(13)〔旧(12)〕に移動する。

(17) [旧(16)] 被災者に対する生活支援

施策項目64 [旧52] NPO・災害ボランティア受入体制の整備		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・災害ボランティアの早期受け入れと円滑な活動実施のための体制整備を図る。 <主な取組> 1 社会福祉協議会（以下、「社協」という。）における災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの策定、 2 自衛隊などの緊急的な活動と調整を図り、ボランティアの受け入れにスムーズに移行するための連絡調整体制の確立（県保健医療福祉対策本部を想定） (1) 支援ニーズの早期把握 (2) ボランティア募集に当たっての適時適切な情報発信 3 社協の災害ボランティアセンター早期設置に向けた人材育成・確保 4 ふるさと納税を活用したボランティア団体等の支援 5 ボランティアの拠点施設（滞在場所等）の確保の調整	福祉保健部（福祉保健課）	県、市町村、事業者（社協）
◆指標：①災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成社協数 [H31の状況] 13社協 [R5 の状況] 18社協 [目 標] 全社協（19社協） ◆指標：②災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定締結数 [R5 の状況] 14団体 [目 標] 19団体		

施策項目65 [旧53] 被災建築物・宅地の危険度判定体制の整備		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録者を確保する。 <主な取組> 1 養成講習会等の実施 2 新たに判定士資格要件を持った方への制度の広報と登録の働きかけ	生活環境部（住宅政策課、まちづくり課）	県、市町村、事業者
◆指標：①被災建築物応急危険度判定士の数 [H31の状況] 944名 [R5 の状況] 1,147名 [目 標] 現状の維持 ◆指標：②被災宅地危険度判定士の数 [R5 の状況] 647名 [目 標] 現状の維持		

施策項目66 [旧54] 被災者用住宅の確保		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・目標提供戸数に応じた建設可能地を市町村で把握するとともに、公営住宅の空家を仮設住宅として有効活用する。 ・コンテナハウス、トレーラーハウス等の業界団体と協定を締結する。	生活環境部(住宅政策課)	県、市町村
◆指標：①建設候補地リスト作成済市町村数 [R5 の状況] 19 [目 標] 現状の維持 ◆指標：②コンテナハウス、トレーラーハウス等の協定締結数 [R5 の状況] － [目 標] 1		

施策項目67 迅速かつ確実な罹災証明の交付体制の確保		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・被災住家の被害認定調査から罹災証明書の交付手続までが迅速にできるよう、被災者支援システム等を活用した罹災証明交付体制の確保に努める。 <主な取組> 1 住家の被害認定調査研修の実施 2 被災者支援システムの全県での導入	危機管理部(危機管理政策課)	市町村
◆指標：①住家の被害認定調査研修の実施 [R5 の状況] 3回 [目 標] 1回/年 ◆指標：②被災者支援システムの導入市町村数 [R5 の状況] 0 [目 標] 全19市町村		

C 速やかな復旧に向けた対応（復旧対策）

(18) [旧(17)] 生活基盤の迅速な復旧

施策項目68 [旧55] 住宅再建の備え		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・地震保険・共済等に参加する。 <主な取組> 広報誌等による重要性啓発	危機管理部(危機管理政策課)	県民
◆指標：地震保険加入世帯率 [H31の状況] 46.8% [R5 の状況] 64.2% [目 標] 70.0%		

施策項目69 [旧56] 災害廃棄物の処理		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・多量の災害廃棄物を早期に処理するための準備を行うとともに実効性を高める。 ＜主な取組＞ 1 市町村災害廃棄物処理計画（仮置場の場所・人員・分別方法を含む）の早期策定 2 市町村・廃棄物関連団体による仮置場の設置・運営の实地訓練 3 市町村計画を踏まえた県災害廃棄物処理計画の見直し	生活環境部(循環型社会推進課)	市町村
◆指標：災害廃棄物処理計画の策定市町村等の割合 [H31の状況] 調整中（計画を市町村単位で策定するか、一部事務組合でまとめて策定するか協議中のところがあるため） [R5の状況] 32% [目標] 100%		

施策項目70 [旧57] ライフライン（水道、電気、ガス、電話）の復旧要員の確保		★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・現状の復旧応援体制を維持するとともに、必要に応じて体制の見直しを行う。	生活環境部(水環境保全課) 危機管理部(危機管理政策課)	市町村、事業者

施策項目71 [旧58] 災害ケースマネジメントによる被災者支援		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・被災者の早期の生活復興のために災害ケースマネジメント(被災者一人一人に寄り添い、個別の被災の影響を把握し支援計画により支援を実施)による支援を行う。 ＜主な取組＞ 1 災害時に県、市町村、民間支援団体や弁護士等の専門家によるチームが、個々の被災者の状況に即して支援できるよう鳥取県中部地震での取り組みを関係者間で共有し、体制づくりに取り組む。 2 各市町村における、実施計画の作成等による、災害ケースマネジメントの実施体制の構築。	危機管理部(危機管理政策課) 福祉保健部(福祉保健課)	県、市町村
◆指標：市町村の実施体制の構築（実施計画の策定等） [R5の状況] 0市町村 [目標] 全19市町村		

(19) [旧(18)] 事業活動の迅速な復旧

施策項目72 [旧59] 事業者による事業継続の推進		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・各事業者が事業継続計画(BCP)を作成する。 <主な取組> 1 BCP策定ワークショップ、専門家派遣による策定支援の実施 2 商工団体等と連携した普及セミナーの開催 3 策定したBCPの実効性を高めるためのブラッシュアップ支援、継続的な改善を促進するため、策定済み企業を対象とした訓練実施方法等の研修の実施 4 震災等への備えとして簡易的なリスク診断、震災対策防災訓練・教育等を行うアドバイザーを派遣(平成29年度から) 5 軽微な防災措置(従業員安否確認システム、バックアップサーバー)、防災設備(止水壁、蓄電池等)の購入経費に対する助成 6 設備の耐震補強、防災倉庫設置、非常用電源装置の設置等に対する助成 7 ホームページによる啓発	商工労働部(商工政策課) 危機管理部(危機管理政策課)	事業者
◆指標：事業継続計画(BCP)策定事業所数 [H31の状況] 105社 [R5の状況] 451社 [目標] 500社		

施策項目73 [旧60] 県・市町村の災害時の業務継続		★★
取組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・行政における業務継続計画の検証・改善を推進する。 <主な取組> 1 県計画の検証・改善 2 市町村の検証・改善への技術的支援	総務部(人事企画課) 危機管理部(危機管理政策課)	県、市町村
◆指標：訓練、研修等の開催回数 [H31の状況] 年1回 [R5の状況] 県業務継続計画の改定を実施 [目標] 年1回以上		

(20) [旧(19)] 地域の創造的復興

施策項目74 [旧61] 震災復興計画の作成準備		★
組施策（平成31年度～10年間）	県の関係部局	実施主体
・復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整理や事前復興計画の作成など、早期の復興計画作成に向けた事前準備をしておく。	政策戦略本部 危機管理部(危機管理政策課)	市町村、事業者

VI 自助・共助・公助の連携

A Pは、県が率先して推進するものであるが、「V 減災目標を達成するための対策」に掲げた各施策項目において「実施主体」として示したように、県内市町村のほか、県民や事業者などの積極的な取り組みも必要とされるものである。

地震に対して安全・安心を確保するためには、行政（県・市町村）による地震津波対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、県民や事業者が自ら取り組む「自助」、地域の住民や事業者が力を合わせて助け合う「共助」の取り組み、さらにはこれらの連携が不可欠である。各自がそれぞれの役割についての理解を深め、積極的な取り組みを進めていただきたい。



自助・共助・公助による災害被害軽減の模式図

出典：平成20年版防災白書（内閣府）所収の図に加筆

(参考) AP 令和6年度中間見直しに係る鳥取県地震防災調査研究委員会の開催状況等

1 委員会運営要綱

鳥取県地震防災調査研究委員会運営要綱

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第7条の規定に基づき、鳥取県地震防災調査研究委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

（組織）

第1条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、予めその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員）

第3条 委員は、調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する者をもって充てる。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員会及び部会とする。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、地震津波の防災に関する有識者に対してその意見を聴くために出席を求めることができる。

5 委員会は、委員会の審議において、前項の規定により出された意見を尊重するものとする。

（部会）

第6条 委員会に、次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、当該各号に定める部会を置く。

（1）鳥取県の地震・津波による被害想定に関する事項 被害想定部会

（2）鳥取県の津波浸水想定に関する事項 津波浸水想定部会

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

6 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 部会の議事は、出席した部会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

8 委員会は、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

9 部会は、必要があると認めるときは、地震津波の防災に関する有識者に対してその意見を聴くために出席を求めることができる。

10 部会は、部会の審議において、前項の規定により出された意見を尊重するものとする。

（庶務）

第7条	委員会及び部会の庶務は、鳥取県危機管理部危機管理政策課において行う。
(委任)	
第8条	この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
附 則	
(施行期日)	
1	この要綱は、平成27年1月26日から施行する。
(初回の委員会の招集)	
2	この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、委員会の庶務を行う課の長が行う。
附 則	
	この要綱は、令和5年12月5日から施行する。

2 委員名簿

・任期 令和5年12月13日～令和6年9月30日（一部除く）

分野	機関	部署	職	氏名(敬称略)	備考
地震対策 (強振動地震学)	鳥取大学大学院	工学研究科	教授	香川 敬生	委員長
海岸工学	鳥取大学		名誉教授	松原 雄平	
住居安全工学	大和大学	理工学部	教授	北本 裕之	任期：令和5年12月13日～令和6年3月31日
居住安全工学	大阪公立大学	都市科学・防災研究センター	教授	生田 英輔	任期：令和6年5月27日～9月30日
都市防災、災害マネジメント	兵庫県立大学大学院	減災復興政策研究科	准教授	紅谷 昇平	
都市防災、火災学	関西大学	社会安全学部	教授	越山 健治	
医療	博愛病院	看護部	副看護部長	足塚 則子	
地域防災	東西町地域振興協議会(南部町)		会員	黒木 美由紀	
地域防災	鳥取県女性防火・防災連絡協議会		副会長	河上 睦子	
避難行動要支援者対策	一般社団法人鳥取県助産師会		理事	市野 優枝	
避難行動要支援者対策	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会		会員	大谷 秀美	
避難行動要支援者対策	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	災害福祉支援センター	主事	永見 海生	
企業活動	鳥取県商工会女性部連合会		副会長	井手口 和子	

建築実務	鳥取県建築士会		会員	松井 香名子	
行政	米子市	総務部防災安全課	課長	田中 崇詞	
行政	大山町	総務課	課長	金田 茂之	

3 委員会等開催状況

回数	開催日	主な議題
委員会 第1回	令和5年 12月25日	1 委員長選任 2 鳥取県震災対策アクションプランの中間見直し検討
委員会 第2回	令和6年 5月30日	1 鳥取県震災対策アクションプラン中間見直しの方針案の一部変更 2 鳥取県震災対策アクションプラン(数値目標)の進捗状況等【中間検証】 3 令和6年能登半島地震を踏まえた鳥取県震災対策アクションプランの中間見直しの検討状況
委員会 第3回	令和6年 7月4日	1 鳥取県地震津波防災減災アクションプラン令和6年度中間見直し版(案) 2 鳥取県地震防災調査研究委員会(第2回)での委員の御意見への対応
委員会 第4回	令和6年 8月19日	1 議事 (1) 鳥取県地震津波防災減災アクションプラン令和6年度中間見直し版(案) (2) 鳥取県地震防災調査研究委員会(第3回)での委員の御意見への対応 (3) パブリックコメントによる意見募集結果 (4) その他 2 報告事項 (1) 日本海側の海域活断層の長期評価 一兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖 ― (令和6年8月版)の概要 (2) 南海トラフ地震の鳥取県への影響及び南海トラフ地震臨時情報の概要
鳥取県 防災会 議	令和6年 9月2日	1 鳥取県地域防災計画、鳥取県震災対策アクションプラン及び鳥取県広域住民避難計画の修正について 2 その他

鳥取県危機管理部危機管理政策課広域防災担当
電話 0857-26-7894
FAX 0857-26-8137
電子メール kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

第1版